

# 公益社団法人愛知県スキー連盟 社員総会運営規程

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人愛知県スキー連盟(以下「当法人」という。)の定款第24条(社員総会規則)に基づき、定款第13条(種類)から定款23条(議事録)に定めるもののほか、社員総会の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## 第2章 社員総会の招集手続及び開催

(招集手続)

第2条 定款第17条(招集)の規定に基づき社員総会を招集する場合には、理事会の決議によって次の事項を定める。

- (1) 社員総会の日時及び場所
- (2) 社員総会の目的である事項
- (3) 代理人による議決権の行使に関する事項
- (4) 次に掲げる事項が社員総会の目的である事項であるときは、当該事項に係る議案の概要
  - イ 役員を選任
  - ロ 役員報酬等
  - ハ 事業の全部の譲渡
  - ニ 定款の変更
  - ホ 解散、合併及び残余財産の処分

2 社員総会の招集通知には、前項各号に掲げる事項を記載するとともに、社員総会参考書類及び出欠票その他必要な書類を同封しなければならない。

(議決権行使に関する基準日)

第3条 当該事業年度の末日現在における正会員を、当該事業年度の終了後に招集される定時社員総会及び翌事業年度中に開催される臨時社員総会に関して議決権を有する正会員とする。

(正会員以外の出席)

第4条 当法人の事務局職員及び各種の専門家は、理事又は監事を補助するため、総会に出席することができる。

### 第3章 社員総会の議事

(議 長)

第5条 定款第18条(議長)に規定する社員総会の議長は、社員総会の秩序を維持し、議事を整理する。

2 議長は、議事を円滑に進めるために必要と判断するときは、その命令に従わないものその他の秩序を乱す者を退場させることができる。

(定足数の確認)

第6条 議長は社員総会の開会に際し、担当理事又は事務局に出席者数を確認させ、定足数の充足を担当理事又は事務局に報告させなければならない。

(議題の付議の宣言)

第7条 議長は各議事に入るにあたり、その議題を付議することを宣言する。

2 議長は、あらかじめ招集通知に示された順序に従い議題を付議する。ただし、理由を述べてその順序を変更することができる。

3 議長は、複数の議題を一括して付議することができる。

(理事等の報告又は説明)

第8条 議長は議題付議の宣告後、必要と認めるときは、理事及び監事に対してその議題に関する事項の報告又は説明を求めることができる。この場合、理事又は監事は、議長の許可を得て、補助者に報告又は説明をさせることができる。

(議題の審議)

第9条 議題について発言があるときは、議長の許可を受けなければならない。

2 発言の順序は、議長が決定する。

3 発言は簡潔明瞭であることを要し、議長は、議事の進行上必要があると認めるときは、発言時間を制限することができる。

(採 決)

第10条 議長は、議題について質疑及び討論が尽くされたと認められるときは、審議終了を宣言し、採決することができる。

2 議長は、一括して審議をした議題については、一括して採決することができる。ただし、理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、定款第19条(決議)第3項の規定に基づき、候補者ごとに採決を行わなければならない。

(出席した正会員の議決権の数)

第11条 社員総会の決議については、定款第19条(決議)及び20条(代理)の規定に基づき、次の数の合計数を出席した正会員の議決権の数とする。

- (1)出席した正会員本人の議決権の数
- (2)代理人による議決権の数

(採決結果の宣言)

第12条 議長は、採決が終了した場合には、その結果及びその議題の決議に必要な賛成数を充足しているか否かを宣言する。

(閉会)

第13条 議長は、すべての議事が終了した場合には、閉会を宣言する。

(議事録)

第14条 社員総会の議事については、定款第23条(議事録)の規定に基づき、書面をもって議事録を作成し、別表に掲げる事項を記載しなければならない。

#### 第4章 雑則

(雑則)

第15条 この規程にない事項は、理事会の決議をもって定める。

(改廃)

第16条 この規程の改廃は、理事会の決議をもって行う。

附則

この規程は平成30年4月19日より施行する。

別表

社員総会議事録記載事項

- 1 開催された日時及び場所
- 2 議事の経過の要領及びその結果
- 3 次の意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
  - イ 監事が監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べたとき
  - ロ 監事を辞任した者が、辞任後最初に招集された社員総会に出席して辞任した旨及びその理由を述べたとき
  - ハ 監事が、理事が社員総会に提出しようとする議案、書類等について調査の結果、法令若しくは定款に違反し又は著しく不当な事項があるものと認めて、社員総会に報告したとき
  - ニ 監事が監事の報酬等について意見を述べたとき
- 4 社員総会に出席した理事及び監事の氏名
- 5 議長の氏名
- 6 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名